

# 第一種圧力容器の 製造時等検査が

(公社)ボイラー・クレーン安全協会  
宮城事務所 へ

## 全面移行しました

～平成29年4月1日から

宮城労働局への申請の受付を停止しました～

- ◇ 受付停止日 平成29年4月1日
- ◇ 対象機械 特別特定機械（第一種圧力容器）
- ◇ 対象の検査 製造時等検査（構造検査・溶接検査・使用検査）

圧力容器は保有するエネルギーがばく大であり、製造時や使用時にミスがあると大きな災害に繋がることから、一定の規模の圧力容器（第一種圧力容器）などは公的機関の検査を受けることが義務付けられています。

従来、宮城労働局が行っていた製造時の検査は、民間活用の観点から厚生労働大臣の登録を受けた公益社団法人ボイラー・クレーン安全協会宮城事務所（仙台市宮城野区中野4-7-19）へ移行しました。

これにより、平成29年4月1日から宮城労働局では製造時等の検査申請の受付を停止しました。



宮城労働局・各労働基準監督署

◎ 登録製造時等検査機関である（公社）ボイラー・クレーン安全協会宮城事務所へ移行

第一種圧力容器については労働安全衛生法第38条第1項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けることとされており、天災その他の事由により業務を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときに、都道府県労働局長が自ら検査を実施することとされています。（別紙参照）

今般、登録製造時等検査機関である公益社団法人ボイラー・クレーン安全協会宮城事務所において第一種圧力容器の製造時等検査を全面的に実施できる体制が整ったことから、宮城労働局による製造時等検査申請の受付を停止しました。

## ■労働安全衛生法

(昭和四十七年六月八日法律第五十七号)

## (製造時等検査等)

**第三十八条** 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等(特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録製造時等検査機関」という。)の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項(次項において「輸入時等検査対象機械等」という。)について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。
  - 一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。
  - 二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者(以下この号において単に「他の者」という。)である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。
- 3 特定機械等(移動式のものを除く。)を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

## (都道府県労働局長による製造時等検査の実施)

**第五十三条の二** 都道府県労働局長は、登録を受ける者がいないとき、第四十九条の規定による製造時等検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は登録製造時等検査機関に対し製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録製造時等検査機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となったときその他必要があると認めるときは、当該製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 都道府県労働局長が前項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における製造時等検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

## ■ ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和四十七年九月三十日労働省令第三十三号)

### (製造許可)

**第三条** ボイラーを製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー(以下「許可型式ボイラー」という。)については、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、ボイラー製造許可申請書(様式第一号)にボイラーの構造を示す図面及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
  - 一 強度計算
  - 二 ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数
  - 三 工作責任者の経歴の概要
  - 四 工作者の資格及び数
  - 五 溶接によって製造するときは、溶接施行法試験結果